第12章 肝臟機能障害

I 障害程度等級表

級別	肝臟機能障害	指数
1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	18
2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	11
3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社 会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	7
4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される もの	4

Ⅱ 身体障害認定基準

- ア 等級表1級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child-Pugh分類(注1)の合計点数が7点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
 - (4) 次の項目 $(a \sim j)$ のうち、5項目以上が認められるもの。
 - a 血清総ビリルビン値が5.0mg/dℓ以上
 - b 血中アンモニア濃度が150μg/dℓ以上
 - c 血小板数が50,000/mi以下
 - d 原発性肝がん治療の既往
 - e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
 - f 胃食道静脈瘤治療の既往
 - g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
 - h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7 日以上ある
 - i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある
- イ 等級表2級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child-Pugh分類(注1)の合計点数が7点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
 - (イ) P(4)の項目($a \sim j$)のうち、a からg までの1 つを含む3 項目以上が認められるもの。
- ウ 等級表3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child-Pugh分類 (注1) の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
 - (4) P(4) の項目($a \sim j$)のうち、a からg までの1 つを含む3 項目以上が認められるもの。
- エ 等級表4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (ア) Child-Pugh分類 (注1) の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
 - (イ) T(4)の項目 $(a \sim j)$ のうち、1項目以上が認められるもの。
- オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を 実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。

(注1) Child—Pugh分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I・Ⅱ)	昏睡 (Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8∼3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0∼3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

Ⅲ 身体障害認定要領

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に肝臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「総括表」について

ア「障害名」について

「肝臓機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

肝臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。例えば単に「肝硬変」という記載にとどめることなく、「C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変」「ウィルソン病による肝硬変」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。

傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について、障害認定のうえで参考となる 事項を詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「肝臓の機能障害の状況及び所見」の所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要である。

エ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特に肝臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。

- (2) 「肝臓の機能障害の状況及び所見」について
 - ア 「肝臓機能障害の重症度」について

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の各診断・検査結果について、Child-Pugh分類により点数を付し、その合計点数と肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無を記載する。この場合において、肝性脳症の昏睡度分類については犬山シンポジウム(1981年)による。また、腹水については、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね10以上を軽度、30以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

(参考) 犬山シンポジウム (1981年)

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠-覚醒リズムの逆転	retrospectiveにしか
	多幸気分、ときに抑うつ状態	判定できない場合が
	だらしなく、気にもとめない態度	多い
П	指南力(時・場所)障害、物を取り違え	興奮状態がない
	る (confusion)	尿、便失禁がない
	異常行動 (例:お金をまく、化粧品をゴ	羽ばたき振戦あり
	ミ箱に捨てるなど)	
	ときに傾眠状態(普通の呼びかけで開眼	
	し、会話ができる)	
	無礼な言動があったりするが、医師の指	
	示に従う態度をみせる	
Ш	しばしば興奮状態または譫妄状態を伴い、	羽ばたき振戦あり(患
	反抗的態度をみせる	者の協力が得られる
	嗜眠状態 (ほとんど眠っている)	場合)
	外的刺激で開眼しうるが、医師の指示に	指南力は高度に障害
	従わない、または従えない (簡単な命令	
	には応じうる)	
IV	昏睡 (完全な意識の消失)	刺激に対して、払い
	痛み刺激に反応する	のける動作、顔をし
		かめる等がみられる
V	深昏睡	
	痛み刺激にもまったく反応しない	

肝臓機能障害の重症度は、90日以上(180日以内)の間隔をおいた連続する2回の検査により評価するものであり、それぞれの結果を記載する。なお、既に実施した90日以前(最長180日まで)の検査の結果を第1回の結果とすることとして差し支えない。

イ 「障害の変動に関する因子」について

肝臓機能障害を悪化させる因子であるアルコールを、それぞれの検査日より前に 180日以上摂取していないことについて、医師による確認を行う。

また、それぞれの検査時において改善の可能性のある積極的治療を継続して実施 しており、肝臓移植以外に改善が期待できないことについて、医師による確認を行 う。

ウ「肝臓移植」について

肝臓移植と抗免疫療法の実施の有無について記載する。複数回肝臓移植を行っている場合の実施年月日は、最初に実施した日付を記載する。

エ 「補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限」について

- (ア) 原発性肝がん、特発性細菌性腹膜炎、胃食道静脈瘤の治療の既往 医師による確定診断に基づく治療の既往とする。
- (イ) 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染の確認 HBs抗原検査あるいはHCV-RNA検査によって確認する。 なお、持続的な感染については、180日以上の感染を意味する。
- (ウ) 期間・回数・症状等の確認

7日等の期間、1日1時間、2回等の頻度、倦怠感・易疲労感・嘔吐・嘔気・ 有痛性筋けいれんの症状の確認は、カルテに基づく医師の判断によるものとする。

(エ) 日・月の取扱い

1日:0時から翌日の0時までを意味する。

1月:連続する30日を意味する。暦月ではない。

(オ) 月に7日以上

連続する30日の間に7日以上(連続していなくてもかまわない)を意味する。

- 2 障害程度の認定について
 - (1) 肝臓機能障害の認定は、肝臓機能を基本とし、肝臓機能不全に基づく臨床症状、治療の状況、日常生活活動の制限の程度によって行うものである。
 - (2) 肝臓機能検査、臨床症状、治療の状況と日常生活活動の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。
 - (3) 患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、患者の主訴や症候等の診察録への記載に努めること。
 - (4) 肝臓移植術を行った者の障害程度の認定は、現在の肝臓機能検査の結果にかかわらず、抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものである。
 - (5) 身体障害認定基準を満たす検査結果を得るため、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれた。
 - (6) 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。

IV 疑義解釈

質疑 回答

[肝臓機能障害]

1. 障害となった原因を問わず、認定基準 に該当する場合は認定してよいか。

肝炎ウイルスに起因するもの以外であっ ても、肝臓機能障害として認定する。ただ し、アルコールを継続的に摂取することに より障害が生じている場合や悪化している 場合は、その摂取を止めれば改善が見込ま れることもあるため、一定期間(180日以上) 断酒し、その影響を排除した状況における 診断・検査結果に基づき認定することを条 件とする。

- 2. すでに肝臓移植を受け、現在抗免疫療 か。
- 3. 肝臓機能障害で認定を受けていたもの 返還あるいは再認定等が必要となるの|認定は要しないものと考えられる。 か。
- 4. Child-Pugh分類による合計点数と肝 が2点以上の有無は第1回と第2回の両ある。 方の診断・検査結果が認定基準に該当し ている必要があるのか。
- 5. 肝性脳症や腹水は、どの時点の状態に よって診断するのか。

肝臓移植を行ったものは、抗免疫療法の 法を継続している者が、更生医療の適用|継続を要する期間は、これを実施しないと の目的から新規に肝臓機能障害として手|再び肝臓機能の廃絶の危険性があるため、 帳の申請をした場合、申請時点での抗免|抗免疫療法を実施しないと仮定した状態を 疫療法の実施状況をもって認定してよい|想定し、1級として認定することが適当で ある。

移植後の抗免疫療法を継続実施している が、肝臓移植によって認定している等級 間は 1 級として認定することが規定されて の基準に該当しなくなった場合、手帳のおり、手帳の返還や等級を下げるための再

> ただし、抗免疫療法を要しなくなった後、 改めて認定基準に該当する等級で再認定す ることは考えられる。

第1回と第2回の療法の診断・検査にお 性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上 いて認定基準に該当していることが必要で

> ただし再認定については疑義解釈13。 を参考にされたい。

肝性脳症や腹水は、治療による改善が一 時的に見られることがあるが、再燃するこ とも多いため、診断時において慢性化して みられる症状を評価する。

質疑	回答
----	----

なお、関連して、血清アルブミン値につ いては、アルブミン製剤の投与によって、 値が変動することがあるため、アルブミン 製剤を投与する前の検査値で評価する。

6. 腹水の評価において、体重が概ね40kg か。

超音波検査等の検査技術の確立を踏まえ、 以下の者の基準を別途定めている趣旨は|腹水量の評価は、その容量を原則的な基準 何か。また、薬剤によるコントロール可として定めているが、小児等の体格が小さ 能なものとはどういう状態を意味するのい者については、一定の容量によって重症 度を評価することが困難であることに配慮 したものである。また、薬剤によるコント ロールが可能なものとは、利尿剤等の薬剤 により、腹水による腹部膨満や呼吸困難等 の症状が持続的に軽減可能な状態を意味す る。

7. アルコールを180日以上摂取していな いことの確認は、アルコール性肝障害以 外についても行うのか。

アルコールは、アルコール性肝障害以外 であっても悪化要因となることから、180日 以上摂取していないことの確認はアルコー ル性肝障害に限定しない。

8. 180日以上アルコールを摂取していい のか。

病状の推移及び患者の申告から医師が判 ないことについて、どのように判断する 断する。例として、アルコール摂取に関連 する検査数値(γ-GTP値等)や症状の変化、 診察時の所見 (顔面紅潮、アルコール臭等) 等を勘案する。入院等医学的管理下におい て断酒することにより症状が改善する場合 等は、飲酒があったものと判断する。

9. 積極的治療を実施とは、どのようなこ とから判断するのか。

医師の指示に基づき、受診や服薬、生活 上の管理を適切に行っているかどうかで判 断する。

10. 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルス ければならないのか。

現在の症状が肝炎ウイルスに起因すると の持続的感染の確認については、180日|診断されている場合は、すでにウイルスの 以上の間隔をおいた検査を2回実施しな|持続的な感染が確認されているため、直近 の 1 回の検査によって確認されれば現在の 持続的感染と判断してよい。

質疑

11. 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルス ウイルスの感染は対象とはしないのか。

12. 強い倦怠感、易疲労感、嘔吐、嘔気、 解するのか。

- 再認定の必要性に関して、
 - らないのか。
 - イ. Child-Pugh分類による合計点数が れたい。 7点から9点の状態であり、再認定の 際にも同じく7点から9点の状態であ った場合、再度、再認定の実施を付し ての認定をしなければならないのか。

回答

現在確認されている肝炎ウイルスのうち、 の持続的感染の確認とあるが、他の型のA型肝炎及びE型肝炎は症状が慢性化する ことは基本的になく、またD型肝炎ウイル スについてはB型肝炎ウイルスの感染下に おいてのみ感染するため、B型肝炎とC型 肝炎のみを対象としている。今後新たな肝 炎ウイルスが確認された場合は、その都度 検討する。

外来時診察時又は入院回診時、自宅での 有痛性筋けいれんあるいは「1日1時間|療養時等において、そのような症状があっ 以上」「月7日以上」等は、どのように たことが診療記録等に正確に記載されてお り、これにより当該項目について確認でき るということを想定している。

> そのためにも、平素からこれらの症状に ついて、継続的に記録を取っておくことが 必要である。

13. 初めて肝臓機能障害の認定を行う者の ア. 再認定の必要性については、第2回の 検査時点の結果をもって判断されたい。 ア. Child-Pugh分類による合計点数が イ. 再認定の際にも 7 点から 9 点の状態で 例えば第1回9点、第2回10点の場合 あった場合は、一律に再認定が必要とする は、再認定を付して認定しなければなのではなく、指定医と相談のうえ個別に障 害の状態を確認し再認定の必要性を判断さ